

仕 様 書

		調達要求番号	管舎役 4 4
品 名	数 量	備 考	
植栽維持管理等役務	一式		
1 総則			
(1) 適用範囲			
本仕様書は、防衛大学校で実施する植栽維持管理等作業について適用する。			
(2) 履行場所			
神奈川県横須賀市走水 1－10－20 防衛大学校			
2 一般事項			
(1) 受注者は、本仕様書及び官側の指示に従い、責任をもって履行する。			
(2) 受注者は、適用を受ける関係法令、条例及び規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守する。			
(3) 受注者は、別紙に示す関係書類を速やかに作成し、示された時期までに提出すること。			
(4) 受注者は、役務の実施に当たり、必要な届け出を遅滞なく行う。ただし、あらかじめ官側に報告すること。			
(5) 受注者は、下請契約を締結した場合は、その内容を明らかにするため、施行体制台帳及び施工体系図に準じた書類を作成し、その写しを官側へ 1 部提出する。			
(6) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。 また、作業で知り得た内容も同様とする。			
(7) 本役務は、努めて「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 8 年 2 月 3 日変更閣議決定）に適合するものとする。			
(8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。			
3 現場管理			
(1) 業務管理			
ア 受注者は、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。			
イ 受注者は、作業責任者を定め、官側に届け出る。作業責任者は、作業員以上の経験、知識及び技能を有する者とする。			
ウ 作業責任者は、作業員に仕様書及び官側の指示内容を周知徹底する。			
エ 作業責任者は、適切な業務の実施に先立ち、実施体制（非常時の対応を含む）、全体工程、作業員が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、官側の承諾を受ける。			

(2) 作業日及び作業時間

- ア 作業日は、“行政機関の休日に関する法律”に規定する行政機関の休日は、行わないものとする。ただし、官側との協議により承諾を受けた場合は、その限りではない。
- イ 作業時間は、08:30から17:15までの間とする。
- ウ ア及びイ以外の事項がある場合は、6 特記事項で定める。

(3) 現場記録写真

作業記録写真は、カラー写真とし、材料並びに各作業工程の実施前、実施中及び実施後が明確に確認できるよう撮影し、写真帳等に整理すること。

(4) 作業日報

受注者は、作業日報を作成し、その日実施した作業内容及び官側と協議した事項等を取りまとめ、官側に提出するものとする。

(5) 作業中の安全確保

- ア 関係法令等を踏まえ、常に安全に留意し、作業に伴う災害及び事故の防止に努める。
- イ 受注者は、必要に応じて誘導員の配置や看板等による表示等を行い、周囲の安全確保に努めること。
- ウ 事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害の防止に努め、直ちにその経緯を官側へ報告する。
- エ 使用する作業道具や器材を休止させる場合は、原動機や電源を切り、事故防止を図ること。
- オ 台風及び暴風雨等の気象条件によって安全の確保ができない日は、作業を行わないものとする。ただし、官側へ作業日の変更について協議し、承諾を得るものとする。
- カ 近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって対応し、その概要を官側へ報告すること。

(6) 環境保全

受注者は、関係法令等に基づき、周辺の環境保全に努める。

(7) 現場の整理整頓

受注者は、作業道具や器材等を交通及び保安上の障害とならないよう、使用の都度整理整頓すること。

(8) 後片付け

受注者は、作業後に周囲の清掃及び後片付けを行うこと。

4 検査

受注者は、役務完了届を提出後、検査官の役務完了検査を受ける。なお、不合格の場合は、速やかに是正し、再検査を受けること。

5 役務内容

(1) 目的

令和6年度及び令和7年度に植栽した樹木（以下「植栽樹木」という。）の維持管理、伐採木

の処理、倒木の処理及び樹木の剪定を行い、適正な施設管理を図る。

(2) 植栽維持管理

ア 作業内容

(ア) 除草（ツル撤去含む。）

人力または機械力により行う。なお、植栽樹木、既存木及び支柱を傷つけないよう注意すること。

(イ) 施肥

偏りがないよう均一に施肥することとし、製品の使用方法及び注意事項を守る。なお、1年効果の緩効性肥料を用いること。

(ウ) 灌水（水やり）

受注者の負担において水、車両及び器材等を用意し、天候等の状況に応じて適宜行うこと。

イ 実施時期

(ア) 除草は、計2回行うものとし、1回目を8月から9月4日までに、2回目を10月中に行う。

(イ) 施肥は、1回とし、1回目の除草作業後に遅滞なく行う。

(ウ) 灌水は、8月から3月の間、毎月1回、計8回行う。ただし、除草を9月に行った場合は、除草後に1回、9月中に1回行うこと。

ウ 樹種、数量及び場所

別図第1のとおりとする。

エ 処分

除草によって発生した刈草等は、関係法令に基づき、廃棄物処分場または再生資源化施設へ搬入し、適正に処理する。なお、その証明の写しを官側へ提出すること。

(3) 伐採木処理

ア 作業内容

伐採木の回収処分

イ 実施時期

契約締結日から令和8年9月30日までの間

ウ 数量及び場所

別図第2のとおりとする。

エ 処分

関係法令に基づき、廃棄物処分場または再生資源化施設へ搬入し、適正に処理する。なお、その証明の写しを官側へ提出すること。

(4) 倒木処理

ア 作業内容

倒木の回収処分

イ 実施時期

契約締結日から令和8年9月30日までの間とする。

ウ 数量及び場所

別図第3のとおりとする。

エ 処分

関係法令に基づき、廃棄物処分場または再生資源化施設へ搬入し、適正に処理する。なお、その証明の写しを官側へ提出すること。

(5) 樹木剪定

ア 作業内容

樹木の強剪定及び回収処分

イ 実施時期

契約締結日から令和8年9月30日までの間とする。

ウ 数量及び場所

別図第4のとおりとする。

6 特記事項

(1) 現場責任者

現場責任者は、次の資格等を保有するものであり、その証明書等の写しを官側へ1部提出する。なお、エの場合は、経歴書（様式随意）を合わせて提出すること。

ア 登録造園基幹技能者を保有する者

イ 1級または2級造園施工管理技士を保有する者

ウ 1級造園技能士を保有する者

エ 2級造園技能士を保有かつ造園工事若しくは国及び地方公共団体等が発注する公園緑地等維持管理業務委託に3年以上従事した者

(2) 納期

納期は、契約締結日から令和9年3月26日

(3) 作業日

作業日は、10日前までに官側へ連絡し、承諾を得ること。

(4) 事前確認

事前に現場確認を行い、必要な重機、器材及び作業要領等を検討して準備すること。

(5) 近隣住民等への周知

近隣住民へ周知が必要な場合は、受注者側で行うこと。また、神奈川県警察へ道路使用許可申請の届け出も同様とする。

(6) 光熱水等

業務の実施に必要な施設の光熱水等の費用負担は、なしとする。

(7) 補償等

作業中に人、施設（建物、工作物及び樹木等）及び物品に被害を与えた場合は、受注者の負担

で速やかに原状回復及び補償を行う。

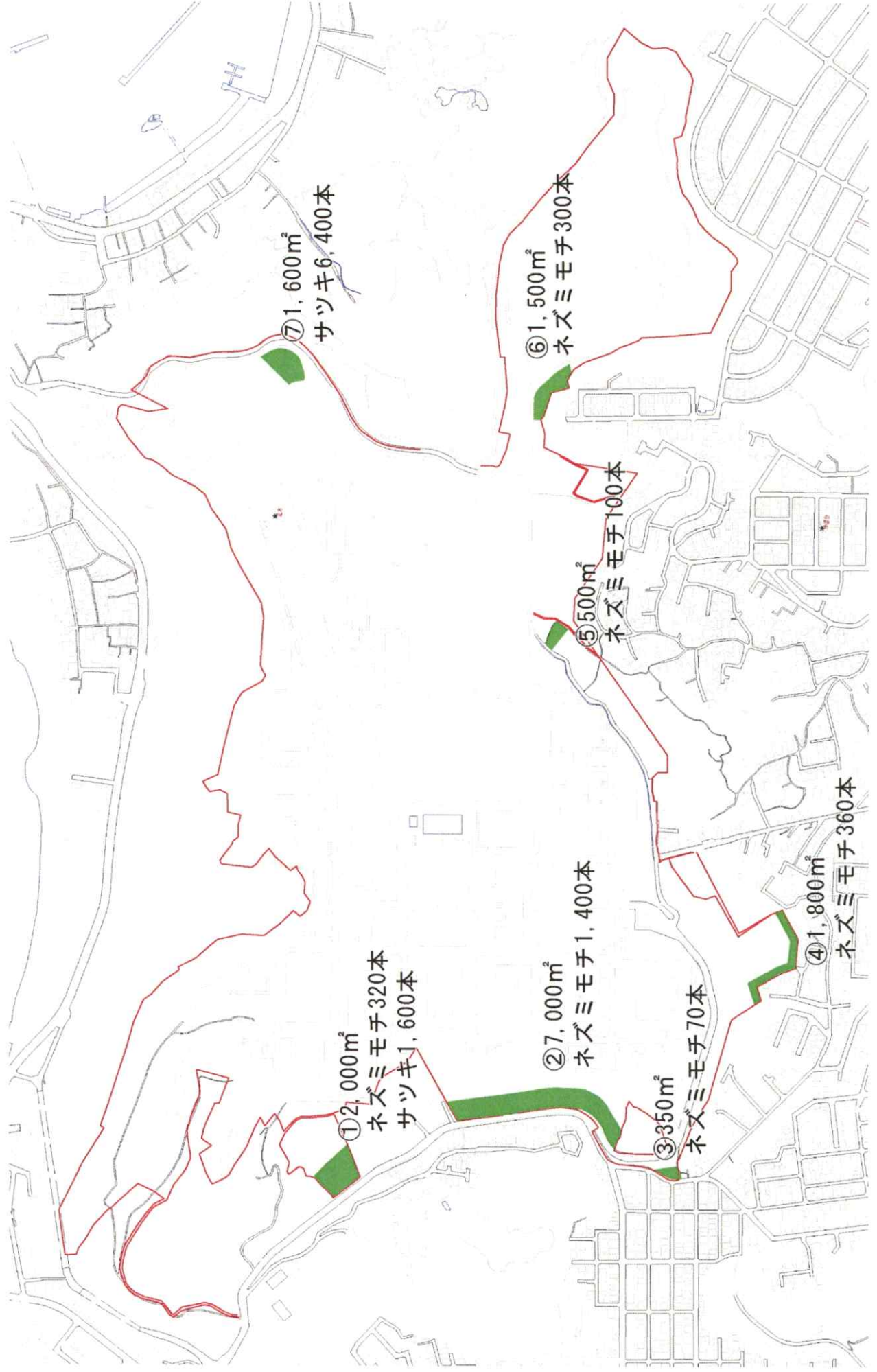
(8) 参考基準

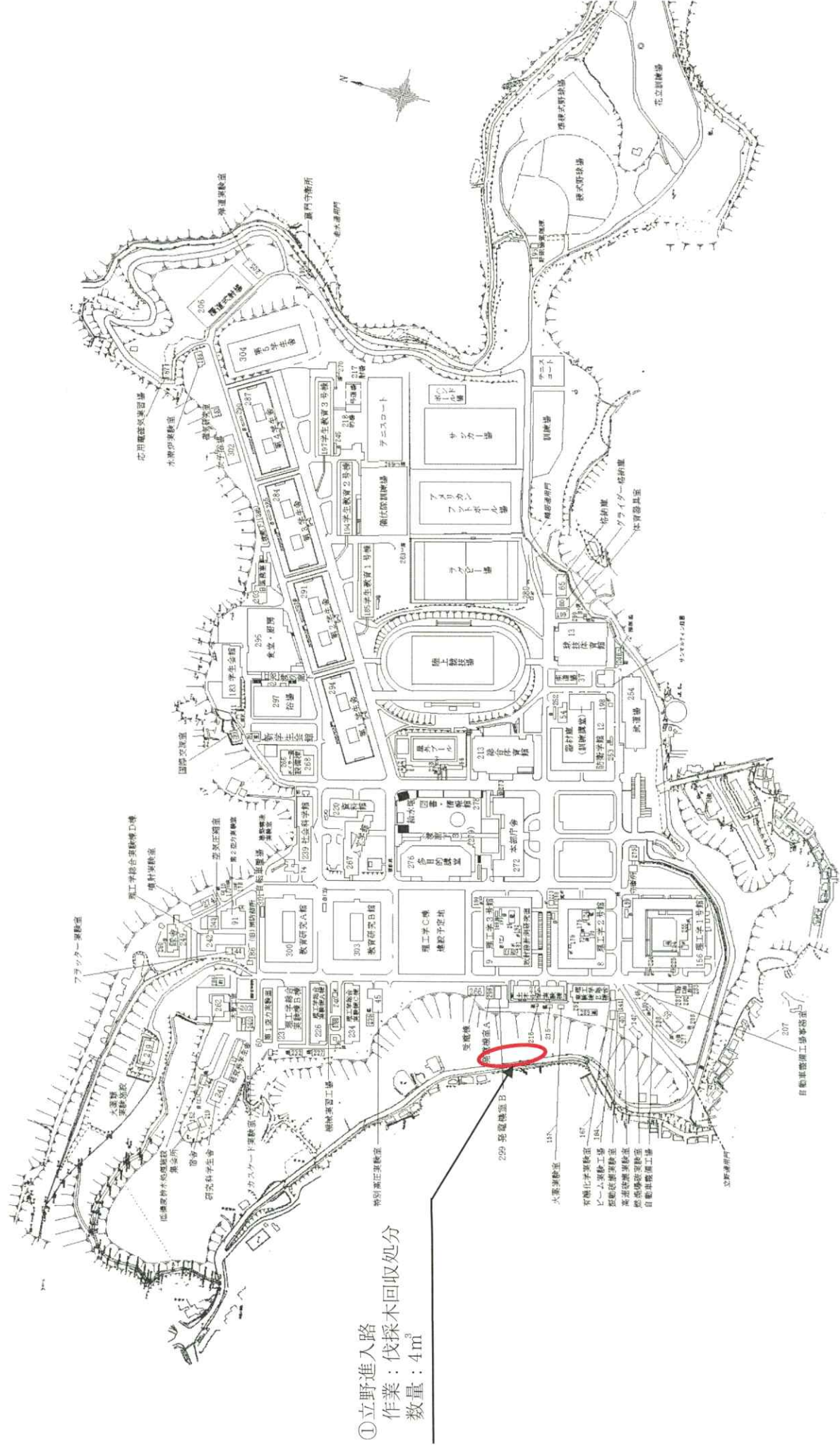
本仕様書において特に定めのない事項については、下記の基準による。

- ア 道路緑化技術基準の改正について 国土交通省
- イ 道路緑化技術基準・同解説 (社) 日本道路協会
- ウ 公園・緑地の維持管理と積算 (財) 経済調査会
- エ 緑化樹木の剪定技術 (財) 日本緑化センター

関係書類

連番	書類名	部数	提出時期			備考
			着手時	作業後	完了時	
1	業務計画書	1	○			工程表、作業責任者指名書、現場組織図、緊急連絡体制図、作業員保有資格一覧表等
2	資格証明書類の写し	1	○			作業責任者のみ
3	施工体制台帳及び施工体系図に準じた書類の写し	1	○			下請契約を行った場合のみ
4	作業日報	1		○		作業後、1週間以内
5	廃棄物処理証明書類の写し	1		○		処理後、1週間以内
6	写真帳等	1			○	
7	役務完了届	1			○	





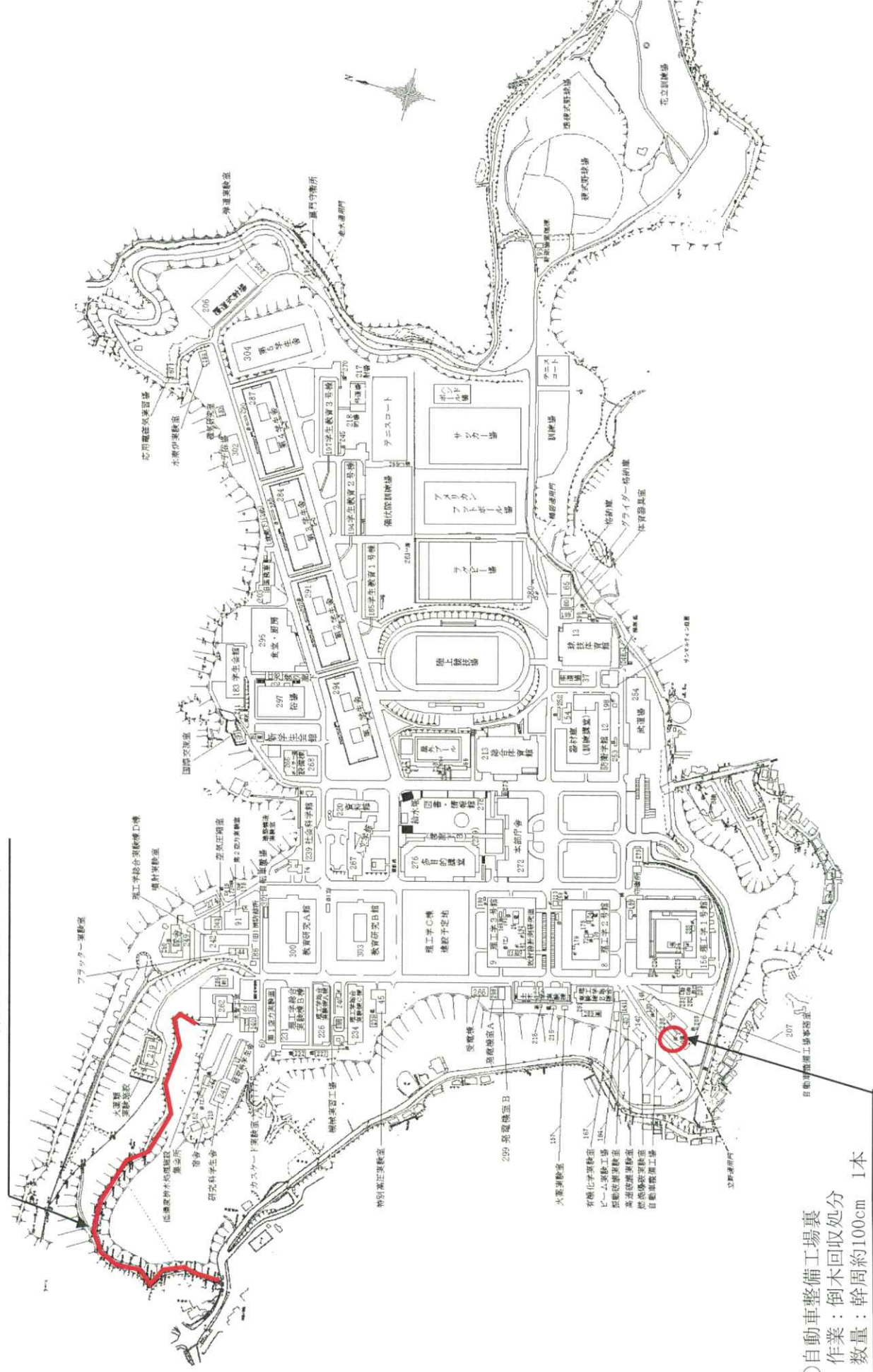
植栽維持管理等役務（倒木処理）

②警備道路

作業：倒木回収処分

数量：10本 幹周90～120cm 7本

幹周30～60cm 3本

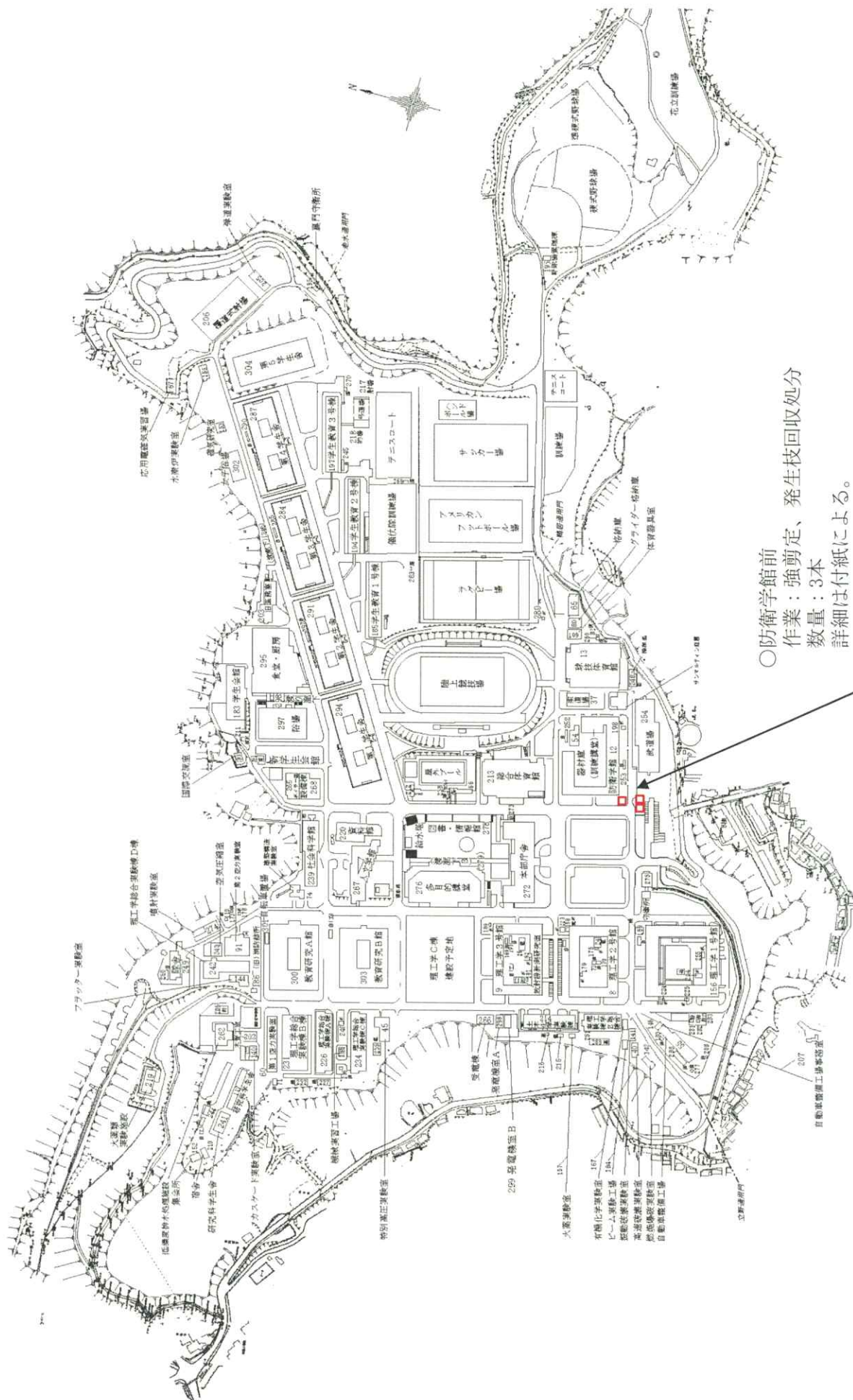


①自動車整備工場裏

作業：倒木回収処分

数量：幹周約100cm 1本

植栽維持管理等役務（樹木剪定）



植栽維持管理等役務（樹木剪定）



○サクラ

- ・葉が生えていない太い枝 3本の切り落とし
枝周：約80～120cm
- ・折れた枝、枯れ枝、建築限界を超えた枝の剪定
- ・樹高：約12m



○サクラ

- ・幹と太い枝2本の切り落とし
- ・樹高：約5m
幹周：約130cm
枝周：約80cm



○マテバシイ

- ・折れた枝、枯れ枝、建築限界を超えた枝の剪定
- ・樹高：約12m